

# 食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会

## 第 24 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 10 月 31 日（水） 14:00 ～15:33

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

(1) 専門委員紹介

(2) 専門調査会の運営等について

(3) 座長の選出

(4) 飼料添加物「コリスチン」の食品健康影響評価について

(5) その他

4. 出席者

(専門委員)

唐木専門委員、秋葉専門委員、池専門委員、下位専門委員、高木専門委員、  
津田専門委員、戸塚専門委員、深見専門委員、細川専門委員、三浦専門委員、  
元井専門委員、米山専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、猿田評価調整官、増田課長補佐、  
稲森係長

5. 配布資料

資料 1 専門委員職務関係資料

資料 2 食品安全委員会への意見要請について（肥料・飼料等専門調査会分野）

資料 3 薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について（案）

- 資料 4 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
- 資料 5 肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項
- 資料 6 飼料中の残留基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 19 年度）  
について
- 資料 7 飼料添加物評価書（案） コリスチン
- 資料 8 コリスチン評価書案の修文抜粋（追加）
- 資料 9 食品健康影響評価に係る評価資料について（厚生労働省からの照会）

## 6. 議事内容

○増田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「肥料・飼料等専門調査会（第 24 回）」を開催いたします。事務局の増田と申します。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10 月 1 日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後、最初の会合に当たりますので、まず初めに食品安全委員会の見上委員長よりごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

○見上委員長 見上です。座ってごあいさつさせていただきます。

このたび、食品安全委員会の専門委員への御就任を承諾していただきまして、どうもありがとうございました。皆様方におかれましては、内閣総理大臣より平成 19 年 10 月 1 日付けで食品安全委員会の専門委員として任命されたところであり、その属するべき専門調査会については委員長が指名することとなっておりますので、私の方から、肥料・飼料等専門調査会に所属する専門委員として御指名させていただきました。何卒よろしくお願いいたします。辞令につきましては、既に皆様方のお手元に届いていると存じます。

さて、皆様、御承知のとおり、平成 15 年 7 月に食品安全基本法に基づき食品安全委員会が内閣府に設置されて、もう 4 年あまりが経過いたしました。これまでの間、私も含めまして 7 人の委員で毎週木曜日、さまざまな事案について公開にて議論してまいりました。専門調査会につきましては、これまで各分野における専門的な事項についての調査審議を行っていただいているところですが、10 月 1 日から 14 の専門調査会の体制の下で、皆様方を初めとし、総勢約 200 名の方々に御活躍いただいているところでございます。

その中で、肥料・飼料等専門調査会は、15 名の専門委員の方々にお願いしておりまして、肥料中の有害物質や食用動物に使用される抗菌性飼料添加物などの安全性評価、更には抗菌性物質に対する薬剤耐性菌の影響評価などにも取り組んでいただくこととなります。

皆様方におかれましては、これまでの知識や御経験を十分生かし、御審議に参加していただければと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○増田課長補佐 ありがとうございます。次に、本日、席上に配布しております資料の確認をお願いしたいと思います。

まず議事次第、座席表、委員名簿、各1枚ずつになっております。

「専門委員職務関係資料」が、60ページほどあります。これが資料1でございます。

資料2でございますが、「食品安全委員会への意見要請について（肥料・飼料等専門調査会分野）」という資料を用意しております。

資料3でございますが、「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について（案）」でございます。

資料4でございますが、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」というものを示しております。これが8ページほどあります。

資料5でございますが、「肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項」ということでございます。

資料6でございますが、「飼料中の残留基準を設定した物質の食品健康影響評価について」でございます。

資料7でございますが、「飼料添加物評価書（案）コリスチン」でございます。

資料8でございますが、コリスチンの評価書案の修正部分抜粋でございます。

資料9でございますが、「食品健康影響評価に係る評価資料について（厚生労働省からの照会）」でございます。

あと机上に、コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムの構造が書いてある1枚紙が置いてあるかと思っております。資料の不足等ございませんでしょうか。

それでは、専門委員の御紹介をいたします。今回、肥料・飼料等専門調査会の専門委員に御就任していただいた方につきましては、私の方からお名前だけ50音順に御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

こちらからになります。

秋葉征夫専門委員でございます。

池康嘉専門委員でございます。

唐木英明専門委員でございます。

下位香代子専門委員でございます。

高木篤也専門委員でございます。

津田修治専門委員でございます。

戸塚恭一専門委員でございます。

深見元弘専門委員でございます。

細川正清専門委員でございます。

三浦克洋専門委員でございます。

元井葎子専門委員でございます。

米山忠克専門委員でございます。

本日でございますが、小野信一専門委員、酒井健夫専門委員、西澤直子専門委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

また、本日は食品安全委員会の委員にも出席いただいております、冒頭であいさつされました見上委員長。

小泉委員。

長尾委員でございます。

座席表に廣瀬委員、本間委員の名前が記載されておりますが、廣瀬委員、本間委員は御欠席ということでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。座席表ではそちらから向かいまして一番左側に齊藤事務局長が出席の予定ですが、遅れてくるということでございます。

その隣でございます。日野事務局次長。

北條評価課長。

猿田評価調整官。

稲森係長。

そして、私が増田です。よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。専門調査会の運営等についてでございますが、お手元の資料1「専門委員職務関係資料」を御覧ください。食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関係する内容が書かれております。時間も限られていることでもありますので、簡単に御説明させていただこうと思います。

まず、1ページからですが、食品安全基本法について条文とその解説が書かれております。

5ページを見ていただきたいのですが、解説のところですが、委員会の所掌ということで、①として「食品健康影響評価の実施」、②としまして「評価結果に基づいた行政的対応の確保」、③としまして「リスクコミュニケーションの推進」、④としまして「食品安

全行政全般についての意見具申」、この4点が委員会の主な所掌事務ということで、専門委員の皆様方には、主に①の食品健康影響評価の実施のところで御活躍していただきたいと思っております。

8ページになります。「5 専門委員」というのがございます。36条の条文の中で、2からですが、「専門委員は学識経験のあるものから、総理大臣が任命する」となっております。総理大臣から辞令が行っているということでございます。

12ページになります。「2 専門調査会の調査審議について」ということで、ここに調査審議に関することについてまとめております。

14ページでございますが、これは個別品目の審議手順についてまとめている図でございます。審議手順としましては、リスク管理機関、厚生労働省、農林水産省などから、まず意見聴取が来ます。食品安全委員会で書類を受理するわけですが、その後、食品安全委員会で意見聴取をしてきた厚生労働省なり農林水産省なりが、委員会で説明をすることになっております。これは毎週木曜日に食品安全委員会が開催されておりまして、その中で意見聴取内容についての説明をしていただきます。その説明に基づいて、どの専門調査会で検討すべきかということを検討しまして、専門調査会での検討を依頼することになります。

専門調査会で具体的に審議をしまして評価書が作成され、できた評価書（案）につきましては、また食品安全委員会の方に報告して、了承を受けた上で、国民からの意見・情報の募集ということで、30日間意見を聞くこととなっております。

意見・情報の募集の結果、御意見をいただきまして、必要に応じて専門調査会を開催するなどしまして、評価書（案）の修正をいたします。評価書（案）の修正が終わったところで、本委員会に、専門調査会からの審議結果の報告という形で報告をいたしまして、審議・評価結果の決定ということで評価結果が農林水産省なり厚生労働省なりに通知されるという形になっております。

15ページでございますが、「② 食品安全委員会専門調査会運営規定」がございます。第2条ですが、別表に掲げる専門調査会を置くということで、17ページにございますが、一番下になります肥料・飼料等専門調査会は、「肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」としております。

また15ページに戻っていただきまして、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するということで、委員長からその辞令が出ております。

専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任し、座長は当該専門調査会の事務を掌理する形になっております。

18 ページを御覧ください。「③ 食品安全委員会における調査審議方法等について」ということで、ここに利益相反の関係が書いてあります。

1 つ目ですが、審査申請者からの依頼により、申請資料等の作成に協力した者ということで、肥料・飼料の場合も、審査の申請者というものが恐らく出てくると思います。もし、そのような申請者が資料を作成するときに協力した人がいた場合の措置が書かれております。そのような場合は、1 の（2）にありますように、当該調査審議または議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。ただし、専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り、専門委員は出席し意見を述べるができるが、議決に参加できないとなっております。

2 番目としましては、審査申請者からの依頼によらず作成された資料であって、提出された資料として利用されたものの作成に協力した人ということで、そういった専門委員がいた場合の措置が書いております。これは2 の（2）でございますが、利用資料作成者である委員または専門委員は、当該資料について発言することができない。ただし、専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り、専門委員は意見を述べるができるとしております。

3 番目ですが、その他の審議の不公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係、例えば、ここに書いております申請資料作成者には該当しないけれども、資料作成に関係した場合、当外申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、または就任している場合、こういった場合を有する専門委員は、専門調査会の座長に申し出て、1 の（2）と同様の措置となるという形になっております。

いずれにしても、このような関係がありそうだというものがございましたら、事務局の方にまず相談していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

20 ページを御覧ください。ここは専門調査会の調査審議以外の業務が書いてありますので、この辺は後で読んでいただければと思います。

25 ページは自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方でございます。28 ページに図がございますので、これで簡単に御説明させていただきます。

食品安全委員会が審議する内容としましては、厚生労働省なり農林水産省なりから意見聴取があつて審議する場合、自ら審議、評価していくということもございます。その自ら評価する案件につきましては、専門調査会の委員からいろいろ提案していただくなり、食品安全委員会のいろいろな団体等からの要望書等の情報、関係機関とかマスメディアの情報、「食品安全ダイヤル」といひまして、電話で一般の方から要望があつたりした内容、

そういったものを参考にして事務局で自ら評価の対象案件を整理することから始めまして、企画専門調査会という専門調査会がございまして、その専門調査会で自ら評価をする案件について審議していくという形になっております。企画専門調査会で評価対象方法の絞り込みをする中で、必要に応じて専門調査会から科学的助言を受けたり、評価側の考え方を整理したりということで、こういった助言を求められる場合がございます。

そのような形で自ら評価の案件というのが決まりまして、下の一番左側にあります自ら評価の案件と決まった場合は、担当専門調査会にて評価をする。自ら評価するには、例えば科学的情報などが足りなくて、まだちょっと評価できないのではないかとというような状況があった場合には、ファクトシートという科学的事実を国民にお知らせするという一方で、ファクトシートをつくるというような作業が出る場合がございます。

その場合は、また事務局で原案を作成しまして、専門委員に意見照会なり、必要によっては専門調査会で確認をしたりというような手続を取った上で、作成していく形になっております。Q & Aの作成とか、情報収集を行うとか、そのような対応を取る形もございません。

いずれにしても、自ら評価にする、しない、ファクトシートを作成するとかそういったことに関して専門調査会の先生方に御意見を聞いたりすることがあるということで御了解いただければと思います。

32 ページを御覧いただきたいのですが、ここに「専門委員の服務」という項目がございます。ここに書いてありますように、専門委員は国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりませんということでございます。

特に 33 ページを見ていただきたいのですが、「5 秘密を守る義務（法第 100 条）」ということで、専門委員には守秘義務が課される。なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後も課せられますということでございます。

一番下にかぎ括弧がありますが、専門調査会以外の場において、個人的な見解を公表するようなこともあるかと思いますが、食品安全委員会の見解であるというような誤解を招かないように留意するようお願いしたいということを書かさせていただいております。

34 ページの「7 食品健康影響評価技術研究について」という内容、37 ページの「8 食品安全総合情報システムについて」の説明、39 ページから食品安全基本法、47 ページからになりますと「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」という内容が書かれたものがございますので、この辺は何かのときに参考にお読みいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

専門委員の職務関係資料の説明については以上でございますが、何か質問等ございますでしょうか。

それでは、御説明した内容について御確認の上、留意いただきまして、専門委員をお務めいただけるようお願いしたいと思います。

次に、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規定第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。いかがでございましょうか。

それでは、元井専門委員、お願いします。

○元井専門委員 元井でございます。座長については、本調査会で座長として長い経験を有していらっしゃるし、そして委員としての専門性から考えまして、唐木専門委員が適任ではないかと存じ、御推薦申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○増田課長補佐 ありがとうございます。米山専門委員はいかがですか。

○米山専門委員 私も唐木専門委員を是非、推薦したいと思います。

○増田課長補佐 ありがとうございます。ただいま、米山専門委員、元井専門委員から唐木専門委員が座長にという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○増田課長補佐 ありがとうございます。それでは、専門委員の皆様にご賛同いただきましたので、座長に唐木専門委員が互選されました。それでは、唐木専門委員、座長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(唐木専門委員、座長席へ移動)

○唐木座長 唐木でございます。座長に選出をしていただきありがとうございますと言うべきかどうかはちょっとわかりませんが、大変なお役目ですので、先生方の御協力を得て務めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○増田課長補佐 ありがとうございます。それでは、これ以降の議事の進行を唐木座長をお願いいたします。

○唐木座長 それでは、議事の進行を引き継ぎさせていただきますが、その前に私の方から提案をさせていただきたいことが1点ございます。先ほどの食品安全委員会の専門調査会運営規定第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名するものが職務を代理することとする」と書いてあります。事故がないことが一番なのですが、何かあったときのために座長代理を決めておいた



方が無難であろうということで、前期にも座長代理をお願いしました酒井専門委員に座長代理を続けてお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○唐木座長 ありがとうございます。それでは、今日は酒井専門委員がお休みなのでごあいさつをいただくことができませんが、事務局から酒井専門委員にその旨を伝えておいていただきたいと思います。

○増田課長補佐 はい。

○唐木座長 それでは、引き続き事務局から資料の説明をお願いします。

○増田課長補佐 それでは、資料2を御覧ください。食品安全委員会への意見要請についてということで、肥料・飼料等専門調査会分野のことについて資料を準備しました。これは過去の例という形で書かせていただいております、今まで肥料・飼料に関連する審議をした事項というものはこのようなものがあるということで示させていただいております。

まず1つ目ですが、これは食品衛生法第11条第3項の規定より基準もしくは規格を定めようとするとき、厚生労働省が意見を聞いてきた例ということで、新たに指定される飼料添加物、「ギ酸カルシウム」とかありましたが、これについての食品中の残留基準値を設定するときに厚労省から意見聴取がございます。

2番目ですが、肥料取締法第3条の規定により公定規格を設定し、変更し、もしくは廃止しようとするときということで、これまでの事例としましては、普通肥料の「けい酸加里肥料」の公定規格を変更するときということで、農林水産省から意見聴取がございました。

3番目の例としましては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準もしくは規格を設定し、改正し、もしくは廃止しようとするときということで、この例としましては、先ほどの厚生労働省から残留基準値の意見聴取があったときと同じくして、「ギ酸カルシウム」について飼料添加物として指定し、規格及び基準値を設定するということが農林水産省から意見聴取があったことがございます。

4番目としましては、食品安全基本法第24条第2項ということで、関係大臣が当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後、相当期間内に委員会に報告し、委員会の意見を聞かなければならないということです。これは暇がない場合に関係大臣の方で施策が実施された後に、このような第24条第2項で管理機関から意見聴取があるということがございまして、これまでの例としましては、ポジティブリスト制の導入により暫定基準が設定さ

れた、今回議題にも入っている「コリスチン」の食品中残留基準を設定するときということで、厚生労働省から意見聴取がございました。

これと並行しまして、飼料中に残留する農薬のポジティブリストは 60 物質ございますが、これについても同様に 24 条第 2 項で今後農林水産省から意見聴取があるというものでございます。

5 番目ですが、食品安全基本法第 24 条第 3 項ということで、関係大臣が必要があると認めるときに意見徴収することができるのですが、その例としましては、飼料添加物として指定されている抗菌性物質が、飼料添加物として家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について意見を求めるときということで、農林水産省から薬剤耐性菌に関する意見の聴取をいただいているところでございます。

肥料・飼料関係で審議する内容としましては、今のところ、こういうものがございましたので簡単に御説明させていただきました。

以上です。

○唐木座長 ただいま、我々の専門調査会で何をするのかという概略の説明がございましたが、何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、引き続いて次の資料をお願いします。

○増田課長補佐 それでは、資料 3 でございます。薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方ということで、まず（1）は、平成 15 年の 12 月 8 日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、動物用医薬品専門調査会と肥料・飼料等専門調査会が担当するというので評価を進めておりまして、その後、（2）でございますが、求められている評価事項が、抗菌性物質そのものが有するリスクではなくて、抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスクということで、当時、微生物専門調査会が加わった 3 専門調査会会合で審議が行われるという形になっておりました。

今回、微生物専門調査会が微生物・ウイルス専門調査会に変わりましたので、このところを微生物・ウイルス専門調査会にさせていただきます。

（3）ですが、3 専門調査会の合同の会合を開催するが、審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であるということで、（4）でございますが、これらの事情を踏まえ、平成 15 年 12 月 8 日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価、動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価のうち、薬剤耐性菌を介した影響の部分については、次により 3 専門調査会

によるWGにおいて審議するという事です。これは、以前、このような体制で薬剤耐性菌についての評価を行うWGをつくったという事でございまして、以前了承されている内容ですが、今、微生物専門調査会が、微生物・ウイルス専門調査会になったということと、その裏に名簿が記されておりますが、その中で動物用医薬品専門調査会のところで、頭金正博専門委員と戸塚恭一専門委員が新しく委員になられたのでここに名前が入っております。

肥料・飼料等専門調査会から、今まで池先生に専門参考人という立場で出席いただいていたのですが、これからは肥料・飼料等専門調査会の専門委員ということで正式に入っていたという事でございます。

まず、この辺について御確認をいただければと思います。

○唐木座長 薬剤耐性菌というのは、この専門調査会が取り扱う1つの大きな難問ですが、その取扱い方法については、この資料3のようなやり方でやってきたのですが、1つは調査会の名前が変わったということで、この変更を行ったこと、もう1つは、委員の変更があったという事でございますが、これにつきまして御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、名簿の変更については了承が必要だということでございますので、この顔ぶれでよろしいかどうかということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○唐木座長 ありがとうございます。それでは、池専門委員、よろしく申し上げます。

それでは、引き続き次の資料をお願いします。

○増田課長補佐 それでは、資料は4、5、6となります。

まず資料4ですが、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順でございますが、これは資料4の参考1を見ていただきたいと思います。資料4の参考1のポジティブリスト制度の導入に係る食品安全委員会審議フローというのがございます。飼料添加物のポジティブリスト制度の評価についてですが、厚生労働省の方から依頼計画が策定されまして、その依頼計画に基づいて食品安全委員会の方に評価依頼がされる形になっております。今のところ、評価依頼があるのが、コリスチンとナラシンとモネンシンについて評価依頼が来ております。

食品安全委員会で毒性データに基づきまして、ADIを設定する。そのADIが設定されましたら、意見募集をして、意見募集が終了して、評価結果が通知される。評価結果が厚生労働省に通知されましたら、厚生労働省の方でMRLを速やかに作成する。MRLを設定した

ら、食品安全委員会に報告をして、食品安全委員会は暴露量の確認をすることになっております。暴露量の確認をしたところで、何か問題点があったら必要に応じて意見するという対応をしております。

暴露量の確認が終了した後、厚生労働省で WTO 通報、MRL の告示というような対応をし、MRL の告示が終わったところで施策状況の報告という形で、食品安全委員会へ報告が上がるというようなシステムで、ポジティブリスト制度の飼料添加物については評価されているということでございます。

6 ページの参考 2 というのを御覧いただきたいのですが、暫定基準が設定された農薬等の評価実施手順ということで、先ほどの資料 4 の暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価実施手順というものが、ここの図で説明されているということでございます。

暫定基準が設定された農薬等ですが、758 ほどあります。今回、飼料添加物で今後申請があるものが大体 30 程度ではないかと思積もられております。その中で、特に国際評価機関等で ADI が設定不可とされたものとか、摂取量が多いもの、発がん性等新たな重要な毒性知見が得られたもの、こういったものについては優先物質という形で評価依頼が来まして、優先物質については毒性試験成績、元データといったものを用いて評価していくというスタイルで、今までのフル評価をしていくような形になろうかと思います。

この形で評価するものとして、飼料添加物として優先物質に挙げられているものにタイロシンという物質がございます。動物用医薬品では抗生物質として使われておりますが、飼料添加物でも使われているということで、そのうち優先評価物質ということで評価していく形になろうかと思います。

優先物質以外のものというのが、それ以外のものございまして、そういったものの評価につきましては、既存の評価書等の評価根拠、経緯、評価後に蓄積された科学知見、こういったものを評価していくということで、評価に用いる資料としましては、我が国政府機関の評価書とか、国際機関でつくられている評価書、外国の政府機関で作成された評価書、こういったものを参考にして評価していくという形になろうかと思います。

今のところ、飼料添加物のタイロシン以外のものについては、優先物質以外という形になっているのではないかと思います。

ポジティブリスト制度導入に係る食品安全委員会の審議体制というのが資料 4 の 8 ページでございます。肥料・飼料等専門調査会の下に飼料評価部会をつくって、そこで優先物質、優先物質以外の物質の評価を行うという形で考えております。

その体制につきましては資料 5 でございますが、そこに肥料・飼料等専門調査会の運営

体制に関する事項がございまして、第2条の2にあります、飼料添加物、飼料中の残留農薬基準のうち暫定基準が設定されたものに係る食品健康影響評価について調査審議をするという形になっております。

その飼料中の残留農薬基準の方なのですが、資料6の方を見ていただきたいと思います。飼料中に残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質の追加についてということで、これは10月3日に農林水産省からあがってきた書類なのですが、この中の参考のところには60物質の農薬が出ております。これは飼料中の残留農薬基準を設定して、農林水産省の方で管理している農薬です。ゆくゆくは、この農薬60物質について、肥料・飼料等専門調査会の方で審議しなければならないということなのですが、これについても飼料評価部会の方で審議するという形になろうかと思っております。ちなみにH19と書いてあるのが、平成19年度に評価依頼がある予定の物質でございます。27物質ほど、評価依頼が来ることになっております。

もう1度、資料5に戻っていただきたいのですが、資料5の裏側に「肥料・飼料等専門調査会 飼料評価部会 専門委員名簿（案）」がございまして、その名簿で、今回、嶋田先生から戸塚先生にかわられたので、名簿が変更しております。また、細川先生が新たに代謝の専門家として入られましたので、細川先生がその中に入っておるところでございます。

前後してしまっていて申し訳ないのですが、飼料添加物については、30物質ほどポジティブリストに係る審議をしなければならないのですが動物用医薬品と一緒にしているようなものがほとんどでございます。したがって、その点につきましては、動物用医薬品専門調査会と効率的な審議ができるよう調整をしながらやっていきたいと思っております。

もう1つの飼料中の残留農薬基準のうち暫定基準が設定されたものについても、全部、農薬のポジティブリストに入っているもので、これは農薬の方で、必ず審議が行われるものです。ですから、その辺も農薬専門調査会で審議した内容を、こちらでリレーで確認するというような効率的に行える形を、今後考えて御提示していきたいと思っておりますので、この辺はまた相談させていただければと思っております。

また、前後するのですが、とりあえず、ここでは資料5にあります名簿の確認をしていただきまして、御了承いただければということでよろしく申し上げます。

以上です。

○唐木座長 説明がいろいろ続きますが、資料4と5と6の説明をいただきました。何かこの点で御質問ございますでしょうか。もしよろしければ、御確認をいただかなくてははい

けないのは、資料5の裏側にあります専門委員の名簿で、で戸塚先生、細川先生が加わられた新しい名簿が出ておりますので、これについては御確認、御了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○唐木座長 ありがとうございます。それから、この飼料評価部会の座長につきましても、私が務めさせていただくこととさせていただきたいと思います。

それから、この飼料評価部会につきましても、座長代理というものを決めなくてはいけません、こちらもこの専門調査会の座長代理である酒井先生に兼任していただくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○唐木座長 ありがとうございます。それでは、この点につきましてはそのようにさせていただきたいと思います。ここまでが新しい専門委員改選に関する資料の説明ということでございますが、全体を通して何か御質問ございますか。よろしいですか。後でいろいろと細かいところで御質問があるかもしれませんが、それはそのときにお引き受けしたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。コリスチンの食品健康影響評価です。この件につきましては、前回の専門調査会でいろいろと御審議をいただき、その中でいろいろな御意見をいただきました。大事な御意見をたくさんいただきましたが、結論を変えるような意見はなかったもので、変更につきましては、座長と事務局にお任せいただこうかと思っておりましたが、その辺の変更がかなりたくさんあるということで、事務局側から一時これをとめたいという御意見がありまして、再度、今日、御審議いただくことになりました。その辺も含めまして事務局から変更点などを説明してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○増田課長補佐 今、唐木座長からも説明がありましたように、前回、御審議いただきまして、特に、硫酸コリスチンとコリスチンメタンスルホン酸ナトリウムの知見がちょっと混在しているというようなこともございまして、その辺を整理するよという宿題が寄せられまして、その辺の整理と、様々な御意見いただいたところについての修正をさせていただきます。

まず、資料7でございます。「コリスチンの食品健康影響評価について(案)」ということで、かなり直しが入っておりますが、事務局におきまして他の専門調査会との評価書様式の統一を考えておりまして、特に書式、項目といったものから他の専門調査会と同じ

表記にしていこうということで、最初の部分がかなり修正されているということを御理解していただきたいと思います。

2 ページの下から、使用目的及び使用状況がございます。硫酸コリスチンとコリスチンメタンスルホン酸ナトリウムについて、前回、混在して書かれていたもので、毒性試験が硫酸コリスチンでやられていたり、メタンスルホン酸塩でやられていたりということで、今回、その辺を少し整理させていただきました。まず、2 ページから始まる文章で、3 ページの6 行目です。

動物用医薬品では、通常、硫酸塩が使用されているということで、この「非経口的にはメタンスルホン酸塩が使用されている」というところを削除しております。これは、メタンスルホン酸は代謝も違う、毒性も違うということで、これはもう違う物質であろうということです。実際には、コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムはコリスチンの誘導体のナトリウム塩で、これは硫酸コリスチンとは全く別なものということで見ていただければと思います。そのため、その辺の区別をさせていただいております。

3 ページの 15 行目の途中からですが、これは訂正線が入ったりして、少し見づらいのですが、17 行目、ヒト用医薬品及び欧州で動物に使用されているコリスチンメタンスルホン酸ナトリウムは、コリスチン誘導体のナトリウム塩であるということで、別なものだということをここで示させていただいております。

安全性に関わる試験概要ということで、コリスチンについては、硫酸コリスチンが飼料添加物として用いられており、EMA 及び JECFA においても主に硫酸コリスチンの試験データからコリスチンが評価されている。

30 行目ですが、主に硫酸コリスチンの試験データから、コリスチンの食品健康影響評価を行ったということで、今回は硫酸コリスチンの試験データから行っていますということを書いております。

4 ページですが、3 行目～6 行目にコリスチンメタンスルホン酸ナトリウム塩の代謝の内容が多少書いてありますが、ここは削除しております。

4 ページ、5 ページ、この辺は語句の修正、単位の訂正をしております。

6 ページの 16 行目から毒性試験データになりますが、7 ページの 11 行目、12 行目、この辺の病理については、信頼性が低いデータだということで削除するようにと行っていたので削除しております。

7 ページの (2) のラットを用いた 90 日間の亜急性毒性試験については、資料 8 のように修文されております。資料 8 の 28 行目のところでは、63mg/kg 体重/日以上

は盲腸重量の増加が認められたということが記されております。ここは変化としてあったので書くようにという御指示をいただいて書いております。

それに伴いまして、31行目～32行目に括弧で書かせていただいたのですが、盲腸重量の増加は下痢等の症状や病理組織学的変化ではなく、腸内細菌叢の変動による二次的な影響と考えられたという形にして、NOAELは63.0mg/kg体重/日とされたと記載させていただいております。動物薬で抗生物質を評価する際に、こういう盲腸の拡張やそういったものが見られるのですが、腸内細菌叢の変動による二次的な影響ということで説明している場面がかなりありますので、こういう記載をさせていただきました。この括弧については事務局で入れたものですから、このよしあしはまたあとで確認していただければと思います。

資料7に戻っていただきまして8ページですが、この辺も病理所見、6行目、7行目に書いてある病理所見については削除させていただきました。15行目ですが、26週間の亜急性毒性試験という言葉について、亜急性毒性試験でよろしいかという話もございましたが、他の調査会との横並びを調べたところ、他の調査会の評価書におきましても、26週間亜急性毒性試験という言葉を使っておりましたので、横並びでそろえさせていただきました。

9ページでございますが、慢性毒性試験/発がん性試験の14行目～21行目ですが、これはEMEAでの評価だけを以前は書いておりましたが、JECFAの内容についても併記するよということでしたので、併記させていただいております。

10ページの11行目、12行目ですが、胎仔骨格検査は異常が認められなかったという表現にさせていただきます。

遺伝毒性に関する *in vitro* 試験の結果を表にまとめておりまして、これは資料8の裏側に11ページの表が載っておりますが、この前の指摘があつて、弱いけれども、陽性に出た試験結果があるのでそれを載せるよということ一番下の試験を載せました。TA1535での結果は、2.5  $\mu$ g/mLだけ陽性で、1.25、5～25.0  $\mu$ g/mLまでのほかは全て陰性で、これらは同じ試験でやられていますので、資料8のように表の1行にまとめさせていただいて、結果としては陰性、2.5  $\mu$ g/mLのみ極めて弱い陽性という書き方をさせていただきます。

11ページの5行目から「7. 微生物学的影響に関する特殊試験」ですが、これらの微生物学的影響に関する試験は、全部、硫酸コリスチンでやっている試験ですので、硫酸コリスチンということを明記させていただいております。11ページの7行目、12ページの1行目、12ページの(3)の試験の13行目に、硫酸コリスチンを用いた試験ということ記載させていただきます。



13 ページですが、視覚器に及ぼす影響ということで、この試験に関しては、コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムを投与した試験がやられております。視覚器に及ぼす試験のところで、ラット、ウサギ、イヌに対してコリスチン誘導体であるコリスチンメタンスルホン酸ナトリウムを投与した試験が報告されているということで、そういう内容を一番最初に明記させていただいております。

13 ページの 32 行目からが食品健康影響評価についてです。

まず、14 ページの 3 行目以降なのですが、EMA の結果と JECFA の結果を別々に書かせていただいております。

「2. 微生物学的 ADI について」でございますが、15 ページの下の 22 行目からが VICH におけるデータということで、国際的コンセンサスが得られている手法ということです。これは JECFA、EMA が、今後、この方法をとるということと、国内の動物用医薬品の申請ガイドラインについても平成 18 年 3 月から VICH ガイドラインが採用されているということです。

MIC calc の説明としまして、試験薬に活性のある最も関連のある属の平均 MIC の 90% 信頼限界の下限値という形で説明させていただいております。

VICH の説明としまして、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際会議という形で説明させていただいております。

それから、ADI を設定する際の式の意味を書かせていただいております。

16 ページでございますが、VICH で得られた微生物学的 ADI 0.004mg/kg 体重/日が微生物学的 ADI として採用されまして、その微生物学的 ADI というのは、毒性学的 ADI が仮に毒性試験とか発がん性試験がないことを踏まえて 1,000 の安全係数を適用した場合よりも十分小さい値だということで、安全性を十分に担保していると考えられる数値だということが書いてありまして、最終的な結論としましては、コリスチン 0.004mg/kg 体重/日ということにしております。

27 行目のところで、薬剤耐性菌については削除しております。これはポジティブリストの関連で聞かれているものですので、直接、薬剤耐性菌には関係がございません。動物用医薬、飼料添加物の製剤として聞かれる場合には薬剤耐性菌についての内容についても記載するわけですが、ここではポジティブリストの残留基準値を決めるための評価ということから考えまして、こちらの薬剤耐性菌については削除しております。

最後に暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとするとしております。

以上でございます。

○唐木座長 ということ、前回から大きく変わったのは、コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムについては、これを分けて取り扱うということが一番大きなことだということです。それは代謝が違うということと、飼料添加物として使うのではなくて、メタンスルホン酸ナトリウムは非経口で使うという色々な違いがあるということで分けたということでございます。

ただし、毒性学的なことを一生懸命調べたが、結局は微生物学的な ADI がリミティングファクターになって、それで ADI が決まるということになっているということで、最終的な ADI は 0.004mg/kg 体重/日という微生物学的な ADI に従って決定したということになっております。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見があったらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○高木専門委員 評価書の 3 ページの 17 行目のところの動物に使用されているコリスチンメタンスルホン酸というのは、動物の医薬品という形で使用されているのでしょうか。

○増田課長補佐 動物用医薬品として使われています。

○高木専門委員 そうでしたら、そのように書かれた方がいいと思います。

○増田課長補佐 はい。

○唐木座長 そうですね。動物用医薬品として使用されていると書いた方がよろしいですね。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○元井専門委員 ちょっと瑣末なところなのですが、間違いがあります。資料 7 の 7 ページ及び資料 8 の 7 ページで、GPT、GOT の表記なのですが、アミノ基転移酵素ですので、GPT はグルタミン酸ピルビン酸トランスアミラーゼではなく、アミナーゼです。下の GOT もアミラーゼではなくてアミナーゼです。資料 8 も同じです。

○唐木座長 ありがとうございます。消化酵素になってしまいました。

どうぞ。

○米山専門委員 専門外なので、興味でお尋ねするのですが、11 ページに遺伝毒性に関する試験結果をまとめてございまして、一番最後のところに、今、御説明があった 2.5 μg/mL では、少し陽性になっているというところですが、上の方を見ますと、同じ菌を使って、もっと高い濃度あるいは低い濃度でも、ほとんどが陰性で、最後の 2.5 μg に関しては、実

験手法上、明らかに陽性であると認められてここに記載されているのか、データとしてこれが陽性だったから、ただ陽性と書かれたのか、その辺のデータの正確さはどのようなになっているのでしょうか。これを見たときに、尋ねてみたくなる質問なのですが。

○唐木座長 実は、この2つは全く同一の試験結果ということですが、事務局からそのところについて御説明いただけますか。

○津田専門委員 先生、事務局の説明は、修正の方で説明されていますので、それは陰性だという表現で、2.5だけが極めて弱い陽性というのを、一応、補足的に書いているという御説明だったと思います。

○唐木座長 資料8が最終的な表ということになります。ですから、一応、トータルとしては陰性だけれども、2.5 $\mu$ gのみ極めて弱い陽性があったという事実経過だけを書いてあるということです。

これについては、前回、これは指摘すべきであるという御意見が出たのに従って直してあるということだと思います。それでよろしいでしょうか。

○米山専門委員 はい。

○唐木座長 事務局、今の説明でよろしいですか。

○増田課長補佐 一応、数字としましては、同じ試験で1.25で数字が18、そして2.5で59、5で18、12.5で16、25で14という形で、2.5のところだけ若干上がってしまって陽性になっているということでございます。

○唐木座長 多分、何かの要素があったのだと思いますが、トータルとしては陰性ということを取り扱うということでございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○下位専門委員 細かいことなのですが、4ページのイヌにおける研究では、微生物に対して不活性な代謝物が生じるとのデータが報告されているということですが、これは微生物によって不活性な代謝物が生じることなののでしょうか。ちょっとわからなくて、文章が変だなと思ったのですが。

○唐木座長 事務局、いかがでしょう。このデータはどういう内容でしょうか。

○増田課長補佐 これは、以前、専門参考人で来られました頭金先生から修正していただいておりますので、申し訳ありませんが、その辺は確認してみないとわかりません。

○唐木座長 どうぞ。

○津田専門委員 私ではないのですが、前回おりましたので。

頭金先生からあったのは、EMEA の 1 の 6 です。そこに書かれている「microbiologically-inactive metabolite」の表現をこのように直したということです。

○下位専門委員 微生物によって代謝物ができる。

○津田専門委員 ではなくて、「microbiologically-inactive」になっているのです。

○下位専門委員 そうですか。わかりました。

○津田専門委員 それを頭金先生はこのようにということです。それをやっても微生物に対して作用がないという表現だと思います。

○唐木座長 そう書いた方がわかりやすいですね。inactive というとわからないですね。

○津田専門委員 専門の先生がそういう直し方をされたということなのです。

○唐木座長 わかりやすい方がいいので、そういう意味であれば微生物に対して作用がない代謝物が生ずるということで、ちょっと頭金先生に再度確認をしてください。

○増田課長補佐 はい。

○唐木座長 ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○元井専門委員 5 ページ目の「(4) ウシ及びヒツジにおける乳汁中残留性試験」のところですけども、これもこの前お聞きしたのですが、投与後に搾乳された 2～6 回目の乳汁中に残留物が検出された。また、乳房に直接投入した場合には、投与後 7 回目の搾乳まで残留物が検出されなくなったと搾乳回数で言っているのですが、この搾乳回数時は投与後どれぐらいの時間に相当するのでしょうか。多分、原著に記載はなかったのかもしれませんが、また、投与濃度も書いていないのです。どのぐらいの濃度を投与して、いつまで残留したか。残留物というのはどのような残留物だったのかということが、やはり大事なのではないかと思うのですが、そこが抜けているのではないかと思います。

○増田課長補佐 EMEA の評価書からしますと、これ以外書いていないので、何ともこれ以上のことは書きようがないというのが現状で、想像すれば、恐らく 1 回 12 時間で、2 回で 24 時間だとは思いますが、一応、評価書に沿った書き方であれば、この書き方しかやむを得ないのではないかと思います。

○唐木座長 こういうのは困ったケースで、このまま残しておくのか、あるいはほとんど関係ないから取ってしまうのか、その辺ですがいかがでしょう。

○元井専門委員 少なくとも報告書として残す表現ではないのではないかという感じがします。やはり乳汁中残留に関する問題ですから重要な点だと思います。

○唐木座長 そうですね。この 4 行を削除しても中身には何の影響もないから、むしろ取

ってしまった方がいいかもしれないですね。いかがでしょう。残しておいた方がいいでしょうか。残しておく、今のような御質問が当然出てくるということですし、投与量がないというのはかなり致命的な欠陥ですね。事務局は、これは取っても別にほかのところには支障が出ないですね。

○池専門委員 この内容については、次に記載されている論文要旨の、より科学的なデータで充分ですので、削除して良いと思います。

○元井専門委員 26行目からまた別の試験の記載があるので、上は要らないかもしれないですね。

○唐木座長 次のところに量もちゃんと書いてあるので、事務局、支障がなければこの5行は取るということをお願いいたします。

○増田課長補佐 わかりました。

○唐木座長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

○唐木座長 どうぞ。

○高木専門委員 1ページ目のコリスチンの説明のところ、AとBの存在値は1対1と考えていいのでしょうか。

○唐木座長 1ページの何行目ですか。

○高木専門委員 20行目、24、25行目。

○唐木座長 コリスチンA及びBを主成分。この比率ですか。

○高木専門委員 それから、主成分とあるので、では、それ以外に何かあるのかちょっとお答えを聞きたくなるのです。

○唐木座長 事務局、その辺はどうでしょうか。化学合成をしているときにこの両方が出てきて、化学合成はそのたびに少しずつ違うものが出てくるということもあるだろうと思いますが、その辺の記述があるかどうかですね。

それ以外の夾雑物が当然あるだろうと思いますが、そのようなことが主成分という意味ではないかと推測はしますが。

○池専門委員 コリスチンA、Bそれぞれに精製されていない混合物だと理解していいと思います。

○唐木座長 多分、そういうことだろうと思いますが、記載があればここに書くし、なければこのとおりのことよろしいでしょうか。

○池専門委員 2ページの終わりから3ページの1行目にA、Bの混合物であると書いてありますね。ですから、これでいいのではないのでしょうか。

○唐木座長 ただ、比率などの詳しいことは必ずしも書いていないということですね。

では、これは記載が何かあれば書くということで処理をさせていただきたいと思います。  
ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

細川専門委員、どうぞ。

○細川専門委員 4 ページ目の 11 行目の修文されているのですが、これは bioavailability を訳したのを修文したのかどうか分からないのですが、「生物学的利用率」が「生体利用効率」に直されています。通常、薬物動態学的用語でいくと「生物学的利用率」の方が専門的な用語になるのですが、動物ですと生体利用効率になるのですか。この辺が用語の統一という面では、bioavailability は「生物学的利用率」が、通常、用いられています。そこがわざわざ修正されているのが、何か意図があるのかということがあります。

○唐木座長 私は全然覚えていないけれども、これはなぜ直したのですが。

これは多分 bioavailability のことですから、ちょっと確認をしていただいて、もしそうであれば生物学的利用率にね。

○増田課長補佐 そこは確認しまして、また御相談したいと思います。

○唐木座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○日野事務局次長 事務局からちょっと教えていただきたいのですが、残留物の表現が、結合型残留物とか抗菌活性残留物という表現があるのですが、これはこう書けばわかるのですか。それとも何か説明を加えておいた方がよろしいのでしょうか。

結合型残留物と、4 ページの 4～5 行目に「血漿蛋白と結合する」というのがありますし、19 行目に「糞便中に結合」とちょっと訳がわからない表現もあります。

○津田専門委員 答えになっているかどうか分かりませんが、これは本文がこうです。「“bound” to faeces」なのです。

要するに、そこで結合しているのだけれども、これも予想でしかなく、非常に私も気にしていたのですが、これは糞便中に結合はあまりにおかしいですね。ですから、後ろと同じ表現で、糞便中で結合体的に存在している。biological inactive だから、生物利用効率を 0.5 にするという感覚で。

○日野事務局長 要は、相手はわからないけれども、何かと結合しているということですね。

○津田専門委員 そうだと思います。まさにこうなっているのでね。

○日野事務局長 ちょっと読んでいて、何か違和感がありますね。

○唐木座長 違和感はありますね。確かにそうですね。

では、この辺は事務局、津田先生と相談をして修正してください。

○津田専門委員 そんなに難しいことではなくて、もう後ろで事務局が書かれた文書と同じのを前に持ってきていいのではないかと思います。文面には忠実に書いてあるのですが、意味からいうとクオートは日本語に書けないからね。

○唐木座長 なるべく原文に忠実に訳そうと思うと、おかしな日本語になるという典型的な例かもしれません。

○戸塚専門委員 これは一般的には血中に入ると多くアルブミンと結合して、そして inactive で、組織に移行するのがフリーなもので、抗菌活性を持つという考え方なのですね。恐らく、便の中でもそういう意味で結合しているということは inactive という形で、抗菌活性という意味を持つのでこのように表現されていると思います。

○唐木座長 ただ、糞便に結合というのは明らかにおかしな言い方なので、そのところはね。

○戸塚専門委員 抽象的ですね。

○唐木座長 そうですね。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ただいまお認めいただきましたように、コリスチンの食品健康影響評価については、ADI として 18 ページに書いてあります 0.004mg/kg 体重/日という形にすることが適当であるということにしたいと思います。

それでは、最後の議事、その他でございます。専門委員の先生方から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○増田課長補佐 今のコリスチンですが、本日、御意見をいただいた内容につきまして、座長の指示をいただきながら事務局の方で評価書（案）の内容を修正して、これは動物用医薬品としても聞かれているものですので、動物用医薬品専門調査会でこの結論をもって審議していただくという形になろうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○唐木座長 では、事務局、その点をよろしくお願ひします。

○増田課長補佐 それとその他ですが、3点御報告させていただきたいことがあります。

まず、飼料添加物に係る評価ガイドラインの作成についてでございます。前回の本調査会におきましては、唐木座長から評価ガイドライン作成の進め方については、飼料添加物、

動物用医薬品、農薬の3つの評価ガイドラインの骨格となる部分について事務局で整理させていただき、その上で各専門調査会において具体的な評価基準の内容を書き込んでいくという進め方がよろしいのではないかという御提案をいただきました。

唐木座長の御提案につきましては、8月2日に開催されました第201回食品安全委員会におきまして、私ども事務局からお諮りし、了承されました。

また、8月24日に開催されました第25回農薬専門調査会幹事会、9月28日に開催されました第80回動物用医薬品専門調査会においても同様に了承されました。

したがいまして、今後、私ども事務局で評価ガイドラインの骨格となる部分について整理させていただきまして、その上で唐木座長、酒井先生、津田先生、頭金先生に検討していただきました「たたき台」を書き込んでいくという手順を進めさせていただきたいと思えます。

評価ガイドラインの作成につきましては、今後とも折りに触れ、御相談、御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、自ら評価の案件についてですが、先ほど説明しましたように、食品安全委員会はリスク管理機関からの諮問に基づいてリスク評価を行っているところではありますが、それとともに、自らの判断で案件を選定してリスク評価を行っているということで、先ほど自ら評価の案件の進め方について若干御説明したところでございます。

その中で、現在、自ら評価の候補案件につきまして検討を行っているのですが、その候補の中に、「多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩に関する食品健康影響評価」という案件もございます。この案件の対応につきましては、今後、決定されるということになります。肥料を専門とする専門委員におかれましては、この案件について、この前の企画専門調査会の議論では、ファクトシートにしたかどうかという御議論がございましたので、ファクトシートという可能性もあるかとは思いますが、この案件に関する作業依頼等、御協力いただくことになろうかと思えますので、その際はよろしく願いいたします。

あともう1つが資料9でございます。「食品健康影響評価に係る評価資料について（照会）」ということで、厚生労働省の方から照会があったものでございます。

本文中の5行目辺りから見ていただきたいのですが、海外基準を参考に新たな基準を設定した農薬等については、基準を参考にした国または地域における評価資料等を収集し、提出しているところですが、当該国等において、我が国が参照した基準値が削除されている場合、また国際機関の評価書により基準を設定している場合など、評価資料の収集が困難であるという事例が生じている。



こういった場合は、このような農薬等については食品健康影響評価を依頼する際に、そういった国等の評価資料の提出を省略することが可能であるかということの照会を受けております。

食品安全委員会としましては、このような場合、当該国等の評価資料等の提出を省略することは、資料が集まらないということもありますが、省略することは可能としたいと思っております。この件についての確認をお願いしたいと思っております。

以上、3点についての報告になります。

○唐木座長 最初は、前からやっている評価のガイドラインですが、これはほかの専門調査会と横並びのところと各専門調査会独自のところがありますので、まず共通部分について、今、事務局で検討してもらっているということでございます。これについては、進捗がありましたら、随時、先生方にも御意見を伺うことで進めさせていただきたいと思っております。

自ら評価の案件の硝酸塩の件ですが、これを自ら評価するのか、ファクトシートにするのかはともかくとして、肥料の米山先生を始め、先生方にはお世話になると思っておりますので、よろしく申し上げます。

3番目の件は、資料がないものについては勘弁してという話でございますので、ないものはどうしようもないということなので、先生方にも、評価資料についてこれが欲しいという場合に、これはもう存在しないということもあり得るということで御了解をいただきたいということでございます。

ということで、以上3点何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局の方から、そのほかに何かございますか。

○増田課長補佐 特にございません。

○唐木座長 よろしいですか。それでは、以上で本日の「肥料・飼料等専門調査会」を閉会させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。